

山梨県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付規程

(趣旨)

第一条 この貸付規程は、山梨県介護福祉士等修学資金貸付事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、山梨県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する介護福祉士等修学資金の貸付方法、事務手続等を規定し、修学資金貸付けの適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(貸付けの申請)

第二条 介護福祉士等修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、修学資金貸付申請書（第一号様式）に次に掲げる書類を添えて、養成施設等又は実務者養成施設等（「養成施設等」及び「実務者養成施設等」とは、要綱第4条第1項に定める施設をいう。以下、「養成施設等」という。）をとおして山梨県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

また、貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯を含む。）である者は、加算して貸付を受けることができるため、それを証明する書類を提出すること。

- 一 養成施設等又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の高等学校における学業成績表
- 二 健康診断書
- 三 在学する養成施設等の長の推薦書（第二号様式）
- 四 身上書（第三号様式）
- 五 連帯保証人に係る調書（第四号様式）
- 六 戸籍抄本
- 七 住民票の写し
- 八 保護者等の所得証明書
- 九 その他会長が必要と認める書類

(貸付決定)

第三条 会長は、前条の修学資金貸付申請書を受理したときは、当該申請書及び添付書類を審査のうえ、修学資金の貸付けの適否を決定するものとする。

2 会長は、前項の規定により修学資金の貸付けの適否を決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(連帯保証人)

第四条 申請者は、連帯保証人二人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む者で、そのうち一人は、県内に居住する者でなければならない。この場合において、申請者が未成年であるときは、連帯保証人のうち一人は、親権者又は後見人でなければならない。

3 申請者又は修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が連帯保証人を変更しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

(契約)

第五条 修学資金の貸付けは、修学資金貸付契約書（第五号様式）により契約を締結して行うものとする。

(貸付方法)

第六条 修学資金は、三月分を一括してその最初の月に貸付ける。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(受領書等の提出)

第七条 前条の規定により借受人は、そのつど受領書(第六号様式)を会長に提出しなければならない。

2 修学資金の貸付契約に係る全額の貸付けを受けた者は、当該修学資金の受領後、直ちに修学資金借

用証書（第七号様式）を会長に提出しなければならない。

（契約解除）

第八条 会長は、借受人が、次の各号の一に該当する場合は、貸付契約を解除するものとする。

- 一 退学したとき。
 - 二 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められるとき。
 - 三 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
 - 四 死亡したとき。
 - 五 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
 - 六 その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 2 会長は、前項の規定により契約を解除するときは、その旨を修学資金貸付契約の相手方又はその保証人に通知するものとする。

（貸付けの停止）

第九条 会長は、借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付を行わないものとする。

（返還債務の免除手続）

第十条 修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還債務免除申請書（第八号様式）に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の修学資金返還債務免除申請書を受理したときは、これを審査し、修学資金の返還の債務の免除を決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（返還手続）

第十一条 借受人は修学資金を返還する事由が生じたときは、当該事由が生じた日から起算して十五日以内に、修学資金返還明細書（第九号様式）を会長に提出しなければならない。

2 前項の規定により修学資金返還明細書を提出した者は、当該修学資金返還明細書に係る返還方法を変更しようとするときは、修学資金返還方法変更申請書（第十号様式）を会長に提出して、その承認を得なければならない。

（返還債務の猶予手続）

第十二条 修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（第十一号様式）に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の修学資金返還猶予申請書を受理したときは、これを審査し、修学資金の返還の債務の履行の猶予を決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（届出）

第十三条 借受人は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を会長に届け出なければならない。

- 一 借受人又は連帯保証人の氏名又は住所を変更したとき。（第十二号様式）
 - 二 借受人が休学し、若しくは停学処分を受け、復学し又は退学したとき。（第十三号様式）
 - 三 借受人が卒業したとき。（第十四号様式）
 - 四 修学資金の借受けを辞退しようとするとき。（第十五号様式）
- 2 借受人は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を会長に届け出なければならない。
- 一 介護福祉士等の業務に従事し、又は従事しなくなつたとき。（第十六号様式）
 - 二 介護福祉士等の業務に従事する施設等を変更したとき。（第十七号様式）
- 3 連帯保証人は、借受人が死亡したときは、速やかに死亡届（第十八号様式）によりその旨を会長に届け出なければならない。

（台帳）

第十四条 会長は、修学資金の貸付の状況を明らかにするため、介護福祉士等修学資金貸付台帳（第十

九号様式)を備えておくものとする。

(選考委員会)

第十五条 修学資金の貸付を受ける者の選考の公正を期するため、山梨県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金選考委員会を置く。

(実施細目)

第十六条 この規程に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年3月25日から施行する。

この規程は、平成25年3月22日から施行する。